

北九州市景観計画の変更について（意見聴取）

内容

名 称	位 置
北九州市景観計画（変更） 〔 景観重点整備地区（小倉都心地区） 景観重点整備地区（東田地区） 〕	北九州市全域 〔 小倉北区 八幡東区 〕

北九州市景観計画（変更）は、別冊のとおり。

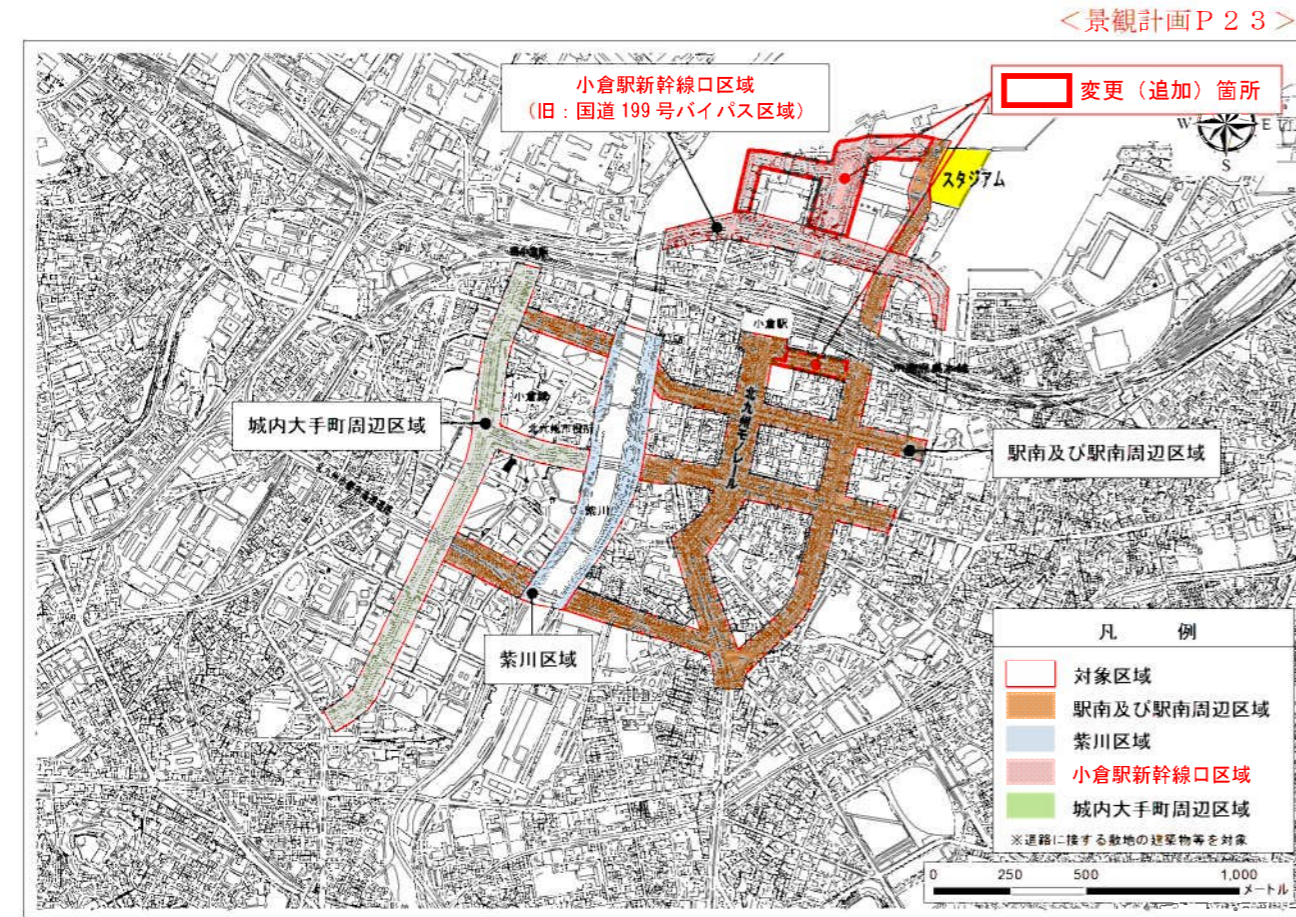
理由

本市では、平成16年の景観法の制定に伴い、平成20年7月に良好な景観形成のための行為の制限に関する事項等を定めた「北九州市景観計画」を策定し、平成22年には関門景観形成地域を追加変更して、良好な景観形成の誘導を図っている。

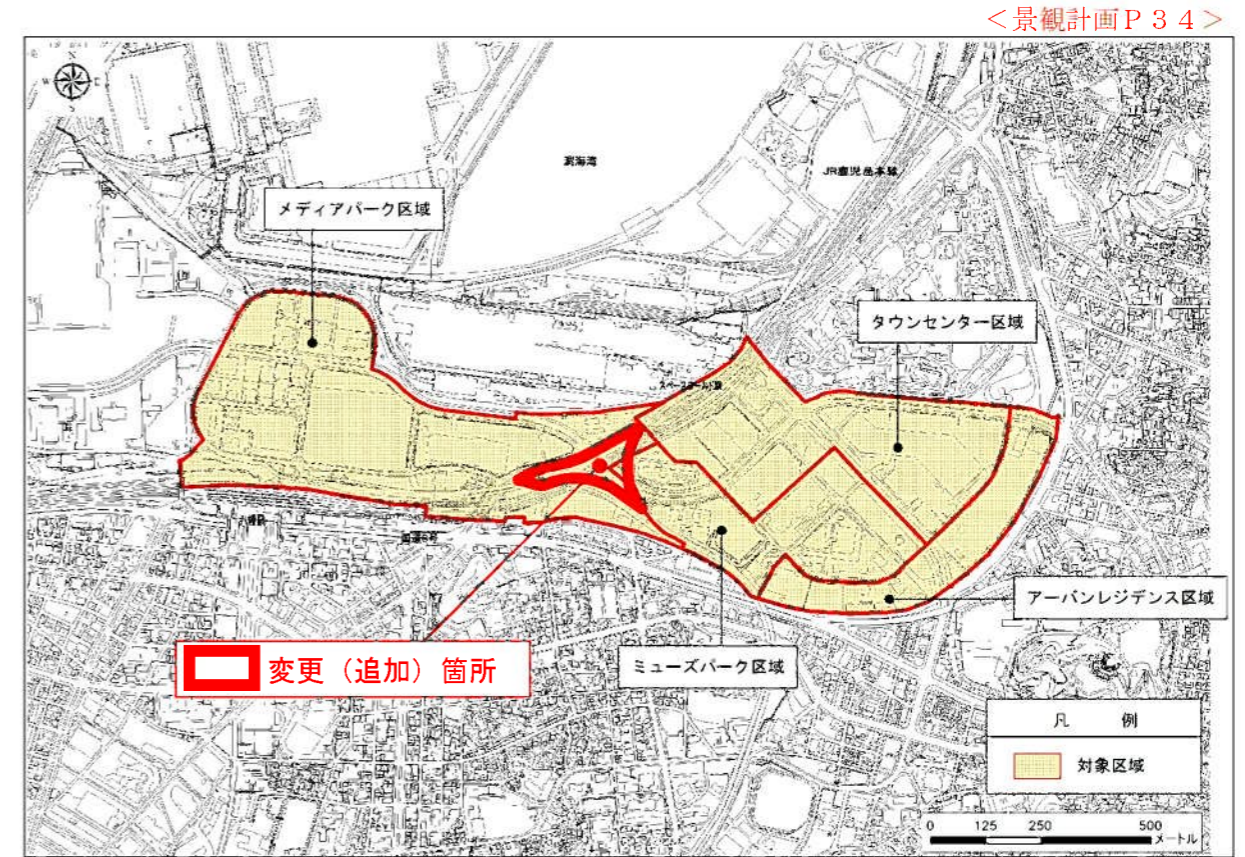
この度、本計画にて特に景観上重要な地区として定める「景観重点整備地区」のうち、大規模な公共施設整備などが進んでいる小倉都心地区（小倉北区）、東田地区（八幡東区）の2地区について、街なみの景観形成への影響を考慮し、区域の変更を行うものである。

北九州市景観計画の変更概要

景観重点整備地区小倉都心地区 区域図



景観重点整備地区東田地区 区域図



【参考】変更 (追加) 箇所における届出対象行為及び行為の制限 (新旧対照表)

届出対象行為

対象	旧	新
建築物の新築・改築等	<ul style="list-style-type: none"> 延べ面積 10,000 m²超 (店舗等: 3,000 m²超) 高さ 31m 超 	<ul style="list-style-type: none"> 規模に関わらず全て
屋外広告物	—	<ul style="list-style-type: none"> 事前協議 (屋外広告物条例に基づくもの)

行為の制限 (景観形成基準) ※抜粋

対象	旧	新
建築物の新築・改築等	<ul style="list-style-type: none"> 外壁の色彩 (彩度 6 以下) 隣接する建築物と調和に配慮する など 	<ul style="list-style-type: none"> (左記に加え) 1階部の賑わいの演出に配慮し、連続性が途切れないよう配慮する など
屋外広告物	<ul style="list-style-type: none"> 周辺のまちなみ景観を阻害しないよう工夫する など 	<ul style="list-style-type: none"> (左記に加え) 自己用広告物以外 (貸し看板) は掲出しないよう努める など

【参考】変更箇所における届出対象行為及び行為の制限 (新旧対照表)

届出対象行為

対象	旧	新
建築物の新築・改築等	<ul style="list-style-type: none"> 延べ面積 10,000 m²超 (店舗等: 3,000 m²超) 高さ 31m 超 	<ul style="list-style-type: none"> 規模に関わらず全て
屋外広告物	—	<ul style="list-style-type: none"> 事前協議 (屋外広告物条例に基づくもの)

行為の制限 (景観形成基準) ※抜粋

対象	旧	新
建築物の新築・改築等	<ul style="list-style-type: none"> 外壁の色彩 (彩度 6 以下) 隣接する建築物と調和に配慮する など 	<ul style="list-style-type: none"> (左記に加え) 周辺ランドマークの見え方に配慮する など
屋外広告物	<ul style="list-style-type: none"> 周辺のまちなみ景観を阻害しないよう工夫する など 	<ul style="list-style-type: none"> (左記に加え) 自己用広告物以外 (貸し看板) は掲出しないよう努める など